

## 『学生等の学びを継続するための緊急給付金』について (三次募集)

### 【制度の概要】

この度、令和3年12月20日に令和3年度補正予算が成立し、「学生等の学びを継続するための緊急給付金」が支給されることとなりました。

この緊急給付金は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯収入・アルバイト収入の減少により、学生生活にも経済的な影響が及んでいる状況の中で、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないよう、現金を支給する事業です。本事業は、要件を満たした学生が、大学を通じて申請をすることとなります。

### 【支給対象者の要件】

1. 大学（大学院を含む）・短期大学の学生で、以下の①～⑤を満たす者として大学等が推薦する者 ※外国人留学生を含む

『日本学生支援機構の給付奨学金を令和3年12月10日に受給している者（給付奨学金受給者）』及び『緊急給付金の一次及び二次募集で既に推薦済みの学生』は、再度申請できません。

#### ① 原則として自宅外で生活をしている（※1）

（自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生等は対象）

#### ② 家庭からの多額の仕送りを受けていない（※2）

#### ③ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない

#### ④ 新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入に影響を受けており（※3）、1）～3）のいずれかの状況となっている

1) 新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している

2) コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少（50%以上減少）し（※4）、その状況が本年度になっても改善していない

3) アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっている

#### ⑤ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす

1) 高等教育の修学支援新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者

2) 高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者

3) 要件を満たさないため高等教育の修学支援新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者又は利用を予定している者

2. 上記1.を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認め推薦する者

（※1）自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類（アパート等の賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要です。

（※2）自宅外で生活する者において、家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭から

の仕送り額年間 150 万円以上（授業料を含む 入学料を含まない）を目安とします。

（※3）あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。

（※4）2020 年 1 月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります

### 【支給金額】

10 万円

### 【対象人数】

国による本学推薦枠（推薦ができる上限人数）

- ・中国学園大学～13名
- ・中国短期大学～ 8名

### 【申請方法】

学生等の学びを継続するための緊急給付金を希望する者は、本学ホームページに掲載している文部科学省が作成した『学生等の学びを継続するための緊急給付金』申請の手引き（学生・生徒用）で詳細を確認し、下記の必要書類を期限までに学生課へ提出してください。

- ①学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書【様式 1】
- ②誓約書【様式 2】
- ③支給要件を満たすことを証明する書類（申請の手引き P6 参照）

### 【申請締切】

令和4年3月17日(木) 12:00

### 【審査】

提出書類を確認し、支給要件に該当するかどうか大学で審査します。

推薦枠以上の申請があった場合は、より困難な状態にある学生に対して優先的に支援するという観点から、大学において総合的に判断し、選考します。

### 【その他】

下記の文部科学省のホームページに本件の詳細が掲載されていますので確認してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/mext\\_00003.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00003.html)

また、外国人留学生で、記載内容が理解できない学生は学生課にお尋ねください。

### 【提出先及び問合せ先】

〒 701 - 0197

岡山市北区庭瀬 83

中国学園大学・中国短期大学 学生部学生課

TEL : 086 - 293 - 0849 平日 9:00 ~ 17:00

メールアドレス : gakusei5@cjc.ac.jp